

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和3年11月10日

さいたま地方法務局川口出張所 登記官 新井史年

記

- 1 手続番号
第0306-2021-0018号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
川口市大字芝字峰町6303番3